

協 定 書 (案)

[※この協定書(案)は、運営計画等により内容が変更します。]

地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、次のとおり、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立安佐市民病院(以下「安佐市民病院」という。)に設置する理容室の運営に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(許可)

第1条 甲は、安佐市民病院の患者、職員その他来院者等(以下「患者等」という。)に良質、廉価に理容サービス等を提供するため、乙の責任において理容室を運営することを乙に許可する。

(運営)

第2条 乙は、理容室の運営に当たっては、甲に提出した運営計画書(以下「計画書」という。)の内容を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、計画書の内容と異なる理容室の運営をしようとするときは、事前に文書をもって申請し、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、理容室の運営が計画書の内容と著しく相違すると認めた場合は、乙に対しその改善又は変更を申し入れることができる。

(物件)

第3条 甲は、次の物件を乙による理容室の運営の用に供するものとする。

名称	所在地	場所	面積
理容室	広島市安佐北区可部 南二丁目1番1号	北館1階 (別図1)	15.12㎡ (別図2)

(施設設備整備区分)

第4条 甲及び乙による理容室の施設設備整備区分は、別紙のとおりとする。

(協定期間)

第5条 協定を締結した日から令和3年8月31日までとする。

ただし、広島市立安佐市民病院は、現在、新築建替工事等が進行中であり、現病院での運営期間が確定していないため、本業務の履行期間は、短縮または、延長する可能性がある。その場合、本プロポーザルの結果、契約の相手方となった者と当院との間で履行期間等を変更する変更契約を締結することとする。

(営業開始日)

第6条 乙は、乙が提案した理容室のレイアウト変更等を行うための改装工事等が可能となった日から30日後までに第2条に規定する理容室の営業を開始するものとする。ただし、乙の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると甲が認めた場合は、甲が別に定める日とする。

(営業日等)

第7条 理容室の営業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日を除く毎日とし、営業時間は、午前 時 分から午後 時 分までとする。

[※当該条文は、提案内容により変更します。]

(経費負担区分)

第8条 理容室の運営に伴う甲及び乙の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担

- ア 防災設備に係る保守・点検費用
- イ 修繕費（乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）

(2) 乙の負担

- ア 人件費
- イ 備品費
- ウ 商品仕入費用及び材料費
- エ 通信運搬費
- オ 修繕費（甲の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）
- カ 従業員の検便及び健康診断に必要な費用、従業員の被服一切、清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、廃棄物処理、害虫駆除、店舗内の消毒、その他保健衛生の維持に要する費用
- キ 光熱水費
- ク 消耗品費（蛍光灯、乾電池等）
- ケ 電話料
- コ 営業その他理容室の管理運営に必要な費用

2 甲・乙いずれの責に帰すべきか明確でない事由に起因する施設の修繕に係る費用については、双方協議の上、定めるものとする。

（売上代金の帰属）

第9条 理容室の運営による売上代金は、すべて乙に帰属する。

（報告）

第10条 乙は、その月の売上高について、翌月25日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写し等を添えて売上高報告書を甲に提出しなければならない。

（監督）

第11条 甲は、乙の理容サービスの提供内容、従業員の勤務態度、その他理容室の運営業務全般にわたり乙を監督し、また、必要があると認める場合は、従業員の交替及び改善に必要な調査・指示を行うことができる。

2 乙は、理容室に店舗責任者を配置することとし、営業開始日までにその履歴書を甲に提出し、承諾を得るものとする。店舗責任者を交替する場合も同様とする。

（固定資産の貸付許可等）

第12条 乙は、理容室の施設を使用するに当たっては、使用する1か月前までに固定資産貸付申請書を甲に提出し、甲の貸付許可を受けなければならない。使用期間満了後、引き続いて使用しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項の貸付許可にあたっての条件を遵守しなければならない。

（固定資産貸付料を除く手数料）

第13条 乙は、前条第1項に定める固定資産の貸付料とは別に、理容室の月額売上高（ただし、〇〇に係る売上げを除く。）に〇〇〇を乗じて得た額を手数料として、翌月末日までに甲に納付するものとする。
[※当該条文は、売上高の一定割合を使用料として納付する場合であり、提案内容により変更します。また、ただし書きの「〇〇に係る売上げを除く。」の〇〇は、提案書に記載した手数料を納付することができない理容サービス又は特別に本機構が認めるものに限り、ます。]

2 前項により算出した額に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入して得た額とする。

(転貸等の禁止)

第14条 乙は、物件を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、理容室の管理運営を第三者に行わせるときは、その者の商号、所在地、代表者氏名及び店舗責任者その他必要な事項を甲に届け出るものとする。

[※提案書において直営を提案した場合には、第1項のただし書き及び第2項は削除します。]

(許認可に必要な届出)

第15条 乙は、営業に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出を自ら行うものとする。

(看板・装飾等)

第16条 乙は、看板及び装飾等の色彩、寸法及び数量等について、病院施設との一体性の確保に配慮し、事前に甲の承認を得なければならない。また、変更する場合も同様とする。

(取引)

第17条 乙は、商品、材料等の仕入その他理容室の運営上行うすべての商取引は、一切自らの名義において行うものとする。

(搬入出等)

第18条 乙は、物品の搬入出、鍵錠の授受等については、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、善良なる管理者として理容室の施設及び設備を管理し、火災及び盗難の予防並びに施設の保全について万全を期するものとする。

2 乙及びその従業員の責に帰すべき事由により、本設備を滅失又は毀損したときは、甲の請求するところに従い、直ちに乙は損害を賠償するものとする。

(衛生)

第20条 乙は、常に衛生に注意し、環境衛生及び従業員の健康に責任をもって留意しなければならない。

(苦情等の処理)

第21条 乙は、理容室の運営に関し患者等から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(研修)

第22条 乙は、従業員の接遇及び技術等の研修を定期的実施するとともに、安佐市民病院で行われる院内研修に参加し、常に良好な理容サービスの提供に努めなければならない。

(事業の充実化)

第23条 乙は、患者サービスの向上と職員の福利厚生に資するため、事業の内容及び収支状況並びに満足度調査の結果について、甲と定期的に協議すること。

(事故処置)

第24条 乙及び従業員の事由により理容室を営業できない場合は、乙は責任をもって善処し、速やかにその解決を図るとともに、患者等への理容サービスの提供に支障を与えないよう努力するものとする。

(協定の解除)

第25条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 理容サービスの不良、店舗の衛生状態又は経営の放漫等により、甲が乙の運営を不相当と認めたとき
- (2) 甲が、第12条第1項に定める固定財産の貸付許可を取り消したとき
- (3) 乙が、第13条第1項に定める手数料を甲に支払わないとき

(4) その他、乙が本協定に違反したとき

2 乙は、前項の規定による本協定の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

3 甲及び乙は、協定期間満了前に協定を解除しようとするときは、4か月前までに相手方に文書をもって予告しなければならない。

(原状回復)

第26条 本協定の期間満了又は解除する場合は、乙は乙の所有に属する物件を撤去し、速やかに本設備を甲に返還するものとする。

2 前項の返還に伴う諸費用は、乙の負担とする。また、乙が本設備に変更を加えた場合は、乙の負担において原状に復するものとする。

(裁判管轄)

第27条 本協定に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第28条 本協定の各条項等の解釈に疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項が発生したときは、甲・乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 広島市中区中町8番18号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影 本 正 之

(乙)

施設設備整備区分（理容室）

事業の実施に伴う施設設備の費用負担区分は原則下表のとおりとする。

項目		甲	乙	備考	
建築工事	内装		○	現行仕様 ・床仕上：長尺塩ビシート貼り ・壁仕上：ビニールクロス貼り ・天井仕上：岩綿吸音板仕上	
	電気設備	(1) 動力及び電灯 コンセント電源		○	現行仕様 副メーター付分電盤及び二次側以降全て（一次側電源配線を含む）
		(2) 通信設備・電話設備		○	
(3) 照明設備			○	現行仕様 電灯 5 本	
空調	(1) 冷暖房設備	○			
	(2) 換気設備	○			
給排水設備	(1) 給水設備	○ 床上バルブ止めまでの現行設備の維持管理	バルブ止め以降全ての設備は乙負担		
	(2) 排水設備	○ 床上キャップ止めまでの現行設備の維持管理	床上キャップ止め以降の全て（床上排水接続を含む）の設備は乙負担		
	(3) 流し・手洗い設備		○		
防災設備	(1) 火災報知設備	○			
	(2) スプリンクラー設備	○			
	(3) 非常放送設備	○			
	(4) 非常照明設備	○			
	(5) 誘導灯設備	○			
その他	備品、什器類		○		

（注）費用の負担区分が甲となっているものについても乙の原因によるものは乙の負担とする。費用の負担等について疑義があるものについては、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。